

まわらないで、世の中は競争だから馬鹿のはうが負けるのだといえどもそれまでの話で、もう少し約款なんかわかり易く契約者にしておいたならばいい、そんなら入らなかつたということになる。とかく親切が足りないということに考えられる。いろ／＼トラブルも起きておることもあるのですが、これは団体契約なんかよくそういういろ／＼な問題がおきておる。我々のところにも陳情がやつて来るのですが、一つあなたのほうで今度監督しておられるということでありますから、十分に保険会社に終戦後とさくさまぎれに代理店や外務員が勝手なことをやり、保険料の使い込みなんかある所にあるのじゃないかということをおし、二の例で全体を判断できると思うわけであります。その点を一つ十分気を付けて頂きたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) 別段に御意見もないようですから質疑を終了して直ちに討論に入ることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは、それ／＼賛否を明らかにしてお述べをお願いします。別段御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決することに御賛成のかたの挙手を願います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決決定せられました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容については、本院規則第四百條のあらかじめ御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決することに御賛成のかたの挙手を願います。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔総員挙手〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は可決決定せられました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容については、本院規則第四百條のあらかじめ御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。

それから委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

大矢半次郎 高橋龍太郎
松永 義雄 小宮山常吉
木内 四郎 愛知 揆一
山本 米治 岡崎 眞一
油井賢太郎 杉山 昌作
黒田 英雄 森 八三一
小林 政夫

○委員長(小串清一君) 次は保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案について御審議をお願いします。

○油井賢太郎君 現在保税工場というのは、この前数字はお聞きしたのですけれども、あの利用に当つての実際の状況ですね、これはどんなことになつておりますか、ちよつと御説明願ひたい。

○政府委員(平田敬一郎君) 昭和二十四年度分の実績でございますが、先ず保税倉庫につきましては、一年間に倉入りしました総額は金額で二百一億八千六百七十二万四千円、そのうち更に輸入の手續をしまして輸入しましたのが百五十六億二千二百余万円、その他まだ未処理のものが四十二億二千二百

余万円、年度末現在におきまして三十六億八百余万円というものがな残つておりますという状態でありました。

それから保税工場のほうは、保税工場に入りましての先ず外国貨物におきまして三十億四千九百万、内国貨物におきまして八億八百余万円、それ以外の外国貨物のうち積戻ししましたのが七十八万円、それから輸入手續をしまして輸入しましたのが、十三億四千余万円、その他が一億六千九百万、それが今の外国貨物のうち加工しました製造品その他の部分が輸入したのが十億六千七百余万円、その他で輸入しないものが多分この際輸出したものだと思いますが、八百三十三万五千円、それから内国貨物は大部分内地取引いたしましたして七億二百余万円、まだ未処理のものその他のものが二億四千万円、こういう金額におきましての状況になつております。

○油井賢太郎君 その今のお話の利用者別はおわかりになりませんか、これは日本人と日本人以外との。

○政府委員(平田敬一郎君) 日本人と外人。

○油井賢太郎君 そうです。

○政府委員(平田敬一郎君) 日本人と外人の区分までは統計とつていないのですが。

○油井賢太郎君 保税倉庫や保税工場の利用者は、大体日本人より外人のほうが多いというふうな話を聞いていますか、そうなんですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 全体としましては勿論日本人です。ただ昨年新らしく設けましてそれから先般問題になりました特殊保税倉庫と申しますか、外人用のものにつきまして臨時の

保税倉庫として認めたもの、これは大部分外人関係でございます。

○油井賢太郎君 保税倉庫や保税工場を経営して結局外国対外国の取引をしたような場合においては、日本の政府に及ぼす利得というものはあるのですか。例えば民間ですとそういう保税工場に入つて加工したりなんかして加工賃が入るといふようなことがありますが、政府としてはどういふ利得があるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 政府といふことは関税も別に課税いたしませんので特別に利益というものはないかと思ひます。ただ特許手数料といふものを若干納めますが、それは極く僅かなものでございまして、特別に保税倉庫なり保税工場に入つて来ましてそれによつて利得を受けるということとはございません。ただそれによつて国内的に経済活動が日本において行われまして、それによつて日本におきまして所得なり消費などが行なわれると、そういう場合におきますそれ／＼内国税の収入が間接に入つて参るということとはあります。直接には余りさういふことはございません。

○油井賢太郎君 一遍お聞きしたいことは、日本人の工場におきまして保税場所といふものか、さういふことをきめて今のこの法案の趣旨に副つたようなことはできることになつていますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 先般申し上げましたように法案の條件に該当するものでございしますればこれは保税工場の申請がある場合は原則として認め、取締上著しく支障がある場合におきましては認めない場合もございますが、

保税倉庫として認めたもの、これは大部分外人関係でございます。

○油井賢太郎君 保税倉庫や保税工場を経営して結局外国対外国の取引をしたような場合においては、日本の政府に及ぼす利得というものはあるのですか。例えば民間ですとそういう保税工場に入つて加工したりなんかして加工賃が入るといふようなことがありますが、政府としてはどういふ利得があるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 政府といふことは関税も別に課税いたしませんので特別に利益というものはないかと思ひます。ただ特許手数料といふものを若干納めますが、それは極く僅かなものでございまして、特別に保税倉庫なり保税工場に入つて来ましてそれによつて利得を受けるということとはございません。ただそれによつて国内的に経済活動が日本において行われまして、それによつて日本におきまして所得なり消費などが行なわれると、そういう場合におきますそれ／＼内国税の収入が間接に入つて参るということとはあります。直接には余りさういふことはございません。

○油井賢太郎君 一遍お聞きしたいことは、日本人の工場におきまして保税場所といふものか、さういふことをきめて今のこの法案の趣旨に副つたようなことはできることになつていますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 先般申し上げましたように法案の條件に該当するものでございしますればこれは保税工場の申請がある場合は原則として認め、取締上著しく支障がある場合におきましては認めない場合もございますが、

保税倉庫として認めたもの、これは大部分外人関係でございます。

○油井賢太郎君 保税倉庫や保税工場を経営して結局外国対外国の取引をしたような場合においては、日本の政府に及ぼす利得というものはあるのですか。例えば民間ですとそういう保税工場に入つて加工したりなんかして加工賃が入るといふようなことがありますが、政府としてはどういふ利得があるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 政府といふことは関税も別に課税いたしませんので特別に利益というものはないかと思ひます。ただ特許手数料といふものを若干納めますが、それは極く僅かなものでございまして、特別に保税倉庫なり保税工場に入つて来ましてそれによつて利得を受けるということとはございません。ただそれによつて国内的に経済活動が日本において行われまして、それによつて日本におきまして所得なり消費などが行なわれると、そういう場合におきますそれ／＼内国税の収入が間接に入つて参るということとはあります。直接には余りさういふことはございません。

○油井賢太郎君 一遍お聞きしたいことは、日本人の工場におきまして保税場所といふものか、さういふことをきめて今のこの法案の趣旨に副つたようなことはできることになつていますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 先般申し上げましたように法案の條件に該当するものでございしますればこれは保税工場の申請がある場合は原則として認め、取締上著しく支障がある場合におきましては認めない場合もございますが、

保税倉庫として認めたもの、これは大部分外人関係でございます。

○油井賢太郎君 保税倉庫や保税工場を経営して結局外国対外国の取引をしたような場合においては、日本の政府に及ぼす利得というものはあるのですか。例えば民間ですとそういう保税工場に入つて加工したりなんかして加工賃が入るといふようなことがありますが、政府としてはどういふ利得があるのですか。

保税倉庫として認めたもの、これは大部分外人関係でございます。

○油井賢太郎君 保税倉庫や保税工場を経営して結局外国対外国の取引をしたような場合においては、日本の政府に及ぼす利得というものはあるのですか。例えば民間ですとそういう保税工場に入つて加工したりなんかして加工賃が入るといふようなことがありますが、政府としてはどういふ利得があるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 政府といふことは関税も別に課税いたしませんので特別に利益というものはないかと思ひます。ただ特許手数料といふものを若干納めますが、それは極く僅かなものでございまして、特別に保税倉庫なり保税工場に入つて来ましてそれによつて利得を受けるということとはございません。ただそれによつて国内的に経済活動が日本において行われまして、それによつて日本におきまして所得なり消費などが行なわれると、そういう場合におきますそれ／＼内国税の収入が間接に入つて参るということとはあります。直接には余りさういふことはございません。

○油井賢太郎君 一遍お聞きしたいことは、日本人の工場におきまして保税場所といふものか、さういふことをきめて今のこの法案の趣旨に副つたようなことはできることになつていますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 先般申し上げましたように法案の條件に該当するものでございしますればこれは保税工場の申請がある場合は原則として認め、取締上著しく支障がある場合におきましては認めない場合もございますが、

保税倉庫として認めたもの、これは大部分外人関係でございます。

○油井賢太郎君 保税倉庫や保税工場を経営して結局外国対外国の取引をしたような場合においては、日本の政府に及ぼす利得というものはあるのですか。例えば民間ですとそういう保税工場に入つて加工したりなんかして加工賃が入るといふようなことがありますが、政府としてはどういふ利得があるのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 政府といふことは関税も別に課税いたしませんので特別に利益というものはないかと思ひます。ただ特許手数料といふものを若干納めますが、それは極く僅かなものでございまして、特別に保税倉庫なり保税工場に入つて来ましてそれによつて利得を受けるということとはございません。ただそれによつて国内的に経済活動が日本において行われまして、それによつて日本におきまして所得なり消費などが行なわれると、そういう場合におきますそれ／＼内国税の収入が間接に入つて参るということとはあります。直接には余りさういふことはございません。

○油井賢太郎君 一遍お聞きしたいことは、日本人の工場におきまして保税場所といふものか、さういふことをきめて今のこの法案の趣旨に副つたようなことはできることになつていますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 先般申し上げましたように法案の條件に該当するものでございしますればこれは保税工場の申請がある場合は原則として認め、取締上著しく支障がある場合におきましては認めない場合もございますが、

保税倉庫として認めたもの、これは大部分外人関係でございます。

○油井賢太郎君 保税倉庫や保税工場を経営して結局外国対外国の取引をしたような場合においては、日本の政府に及ぼす利得というものはあるのですか。例えば民間ですとそういう保税工場に入つて加工したりなんかして加工賃が入るといふようなことがありますが、政府としてはどういふ利得があるのですか。

賛否を明らかにしてお述べを願います。

別段御意見もないようでありますから、討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長の口頭報告の内容は本院規則第百四條によりあらかじめ御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院提出の報告書に附する多数意見書に御署名を願います。

多数意見者署名

大矢半次郎 高橋龍太郎
松永 義雄 小宮山常吉
木内 四郎 愛知 揆一
油井賢太郎 岡崎 眞一
山本 米治 杉山 昌作
黒田 英雄 森 八三一
小林 政夫

○委員長(小串清一君) 資産再評価法の一部を改正する法律案について質疑を開始いたします。

○山本米治君 この資産再評価法の一部を改正する法律案のほかに再評価債

立金の資本組入に関する法律案というのが出るわけですが、法律は一つでも少いほうがいいので、この資産再評価法の一部を改正する法律案でもつて再評価債立金の資本組入に関する法律案の内容を盛り込めなかつたものかどうか、それが二つになつておるのはどういう理由かお伺いしたいのですが。

○政府委員(吉田信邦君) 資産再評価法におきまして従来この資本組入につきましては別に法律で定めるといふふうに規定してありました関係上、一応解釈的に申せばそういう意味から別にいたしましたというわけでございます。又実質的にも資産再評価法自体は税法的な問題、或いは基礎的な問題、こういったものが渾然といる規定されておりました御覧になりますとかなり複雑な形になつております。従いましてこの際この資本組入に関する手続でございますので、一応別にいたしましたほうがわかり易いのではないかという趣旨で私も分けた次第でございます。

○油井賢太郎君 資産再評価が最初にできたときに、これではなか／＼思うように再評価ができないやないかと、私は意見を述べて、近いうちにもう一遍再評価するような考えはないかという話をしたときがあつたのですが、たしか平田主税局長もそのときも回答されておるのです。もうこれでその必要はない、こういうようなことがあつたのです。併し今日更に再評価しなくてはならなくなつたというふうな打明話ですね、これをもう少し噛みくだいてお話したいのです。

○政府委員(平田敬一郎君) 前からの御説明に続きますから私から一応お答

えいたしますが、前回再評価を一齐に一遍限りやりまして、大体やつた結果は相当広汎に一般的に行われるというのを政府としては期待する、結果におきましてやれるという企業は大体においてやれるのではないかと、こういうお答えをいたしましたかと思ひますが、やつて見ましたところが若干実問題がございまして、やつてないところ或いはやり方の少いところは相当あつたようでございます。併しその一番大きな原因をたぐつて見ますと、

○政府委員(平田敬一郎君) その点は再評価法を制定します最初から、いろいろ問題になつた点でありまして、一番最初は一定の期間にだら／＼やつてもいいというような案も考えたことがあるのでございますが、併しこの再評価というのには、会社にとりましては又取扱い事務官等にとりましては、非常に特別な仕事でありまして、やはり余りだら／＼やるよりも区切りをつけて一遍にやつたほうがよいということと、前回も一齊に一遍にやることにしたのであります。今後におきましてはやはりこういう仕事は状況に應じて、たび／＼やるべきものでなくして、やはり情勢のいろ／＼と変化した場合にはこれ又別でございますが、そうでない場合におきましては、やつぱり区切りをつけてやるほうが、企業にとりましては又取扱い役所にとりましては便宜ではないかという考え方をとりまして、勿論今回の措置として法人は十一月三十日まで個人は九月三十日まで再評価の決定をしまして実行することにしたわけであり

えまして、最近及び今後の情勢に十分対処いたしました再評価をするように

措置いたしましたというのが今回の主たる点でございます。そういう点からいたしましてこの際行いますことが妥当であるとかように考へておる次第でございます。

○油井賢太郎君 又今回これやつてまあ再評価の仕方が少かつたとか或いはやつて置けばよかつたとか又あとで出るだらうと思ひますが、これは一時的の法律じやなしに、いつでもできるような法律にするということとは考えられないのですか。

○政府委員(平田敬一郎君) その点は再評価法を制定します最初から、いろいろ問題になつた点でありまして、一番最初は一定の期間にだら／＼やつてもいいというような案も考えたことがあるのでございますが、併しこの再評価というのには、会社にとりましては又取扱い事務官等にとりましては、非常に特別な仕事でありまして、やはり余りだら／＼やるよりも区切りをつけて一遍にやつたほうがよいということと、前回も一齊に一遍にやることにしたのであります。今後におきましてはやはりこういう仕事は状況に應じて、たび／＼やるべきものでなくして、やはり情勢のいろ／＼と変化した場合にはこれ又別でございますが、そうでない場合におきましては、やつぱり区切りをつけてやるほうが、企業にとりましては又取扱い役所にとりましては便宜ではないかという考え方をとりまして、勿論今回の措置として法人は十一月三十日まで個人は九月三十日まで再評価の決定をしまして実行することにしたわけであり

ます。将来又著しく情勢が變つて来た場合にどうするかという問題は、今からちよつとなか／＼言明したいと思ひますが、成るべくそういうことがなく、絶対によいと思ひますけれども、絶対にはやれないかということにつきましては今どうも言明することは如何かと考へている次第であります。

○油井賢太郎君 次に再評価の法律できめてある基準といふものは非常に難解でありまして、一般に趣旨が徹底してないのですが、もう少し簡単な方法で、例えば不動産のような場合には何年に建築されたとか何かでなしに、賃貸価格といふものが大蔵省関係でもはつきりわかつてゐるのですから、その賃貸価格の何倍とかもつと簡単な方法があつたら利用者もつと多くなると思うのですが、やはりそれは變更される意思はないのですか。

○政府委員(吉田信邦君) お答え申し上げます。その点につきましては、まあ地方では大体そういう行き方で、賃貸価格の何倍とかいうことでいつてゐるのであります。再評価のほうはどうもそこまで参りますと、現在御承知の通り多少文句のあるところもございましょうし、又細かい計算は会社企業等については成るべく厳密にするように、そうして又実質に副するようにな面から考へまして、こういう方式をとつたわけでございます。ただ法文を見ますと非常にむづかしいのでございますが、実際に申しますと、大体前の法律の裏に別表がございまして、それでやはり大体見当がつく。昭和何年に買つた土地なら何倍、減価償却資産なら何倍というように、表を見れば簡単に出来るというふうな形にいたしておりますので、この前回の方法を今回も

○政府委員（平田敬一郎君）再評価税

にすぎましては、大分六%がきままる
ではいろいろな意見があつたことは御
承知の通りでございますが、先ず基本
的に考えますと、もと／＼一般の場合
でございますれば、法人の場合ですと
資産を売却して差額が出て来ると三五

％の税がかかる。個人の場合でも譲渡所得がかかる。ただお話の通りインフレーションによる値上り所得の点から非課税にすべきだと、こういう意見があるわけですが、課税の根拠は二、三ございまして、一つは従来す

でに売却した人は相当高い課税を受けておるわけでございます。殊に個人の場合でございますと、譲渡所得等におきまして相当な課税を受けておるのでございますが、それに引き比べまして、再評価をした後におきまして全然

どうも非課税ということはこれは少し余りにも無理論と申しますか、名目所得課税理論、非課税理論に過ぎる点があるのではないか。若干は納めて貰うたほうがいいのではないかという点がある。それ以外の一点はインフレーション

シヨンによりまして、御承知の通り損をする人がたくさんあるわけでありますが、預金者、債権者、猛烈な損がございます。こういう有体財産を持つておられます場合につきましては、損をし

ないで殆んど価値を保持して来ておるわけでございますが、損をしない人に対して税をかけるということはちよつと表現が変でございますけれども、そういうもののバランスから行きましてやはり若干は納めて貰つてもいいのではないか

のではないかと云う点。それからもう
一点は全然非課税にしますと、中には

今まで利益の中で税金にかかるべきものがからないうちに企業に利用されておの利益のある際におきまして全然課税しないというのはどうであらうか。従つてこの際若干の課税をしたらどうか。余り全然課税しないということになると企業によりましては水ぶくれ評価と申しますか、将来のことを考えまして余り高過ぎて評価をしてもどうも困る。勿論弊がございましてけれどもこれは荒つぱい弊でございまして、必ずしも弊が完全に妥当するというわけに行かないのでございまして、この弊の中におきまして企業が自己の責任においてうまく判断する若干のブレイクと申しますか、そういうものの役目を果たして六分にしたのであります。これを全部更に非課税にしたかどうか、或いは半分に軽減したらどうかという御意見もありませんが、もつとこの点につきましては意見もいろいろございまして、私も前回やりました状況に基きまして企業の収益が上つておる、将来の見通しがいいということでは予想よりも多くやつておる会社がございまして。紡績とか人絹、紙、それから化学工業は相当フルにやつておるようございまして、従いましてこの再評価税をときに軽減したり、やめたりしなければならぬといふこともないのではないかと。やはり相当状況がよくつた会社はありはしないか。そうしますと、先ず六分の税はそのままにしていいんじやないか。こういうことで御了承願ひたいと思ひます。

○山本米治君 税収もあるだろうと思ひます。

うのですが、これは予算書で調べればわかると思ひますが、二十六年程度幾らくらになつておりますか。

○政府委員(平田敬一郎君) 昭和二十六年程度において七十億ほど見込んでおります。

○油井賢太郎君 さつきの数字を。

○政府委員(平田敬一郎君) 当初予算におきましては百五十九億三千八百萬円ほど見込んでいたものでございまして、それを補正いたしまして六十二億二千五百萬円、二十五年収入にいたしてございまして。これは先ほど申しましたように電気関係がやらなかつたのと、それから今申上げました一般の比較的好況でなかつた事業が少し内輪であるという、その中でも特に電気関係がやらなかつたのが一番大きい下つた理由だと思ひます。

○油井賢太郎君 それから貰つた資料をずつと見て行きますという、大体小規模の法人といふものの再評価が実に率からいふと少い。大規模の法人だけがやつてゐるのです。これは一体どういふことを現わしてゐるのですか。当局としてはどう考えられますか。

○政府委員(平田敬一郎君) これは私も大分分析してみたのでございまして、小規模の法人は実は半分以上が戦後、最近できた会社、いわゆる個人企業が会社企業になつたものであります。これは相当すでに或る程度帳簿が高い会社が設立しておりますので、それほどやる必要性がなかつた。勿論若干前からずつと存続しておる会社に比べますと比較的帳簿が高くなつてゐる。それからもう一つ実上の理由かと思ひますが、この中の殊にこれは法人になりましてと税務署の調査が徹底してないこと。それから会社等におきましても帳簿組織がなか／＼完備してない。従いまして従来は満足な資料がございませぬのですから課税上認定といふような処分をやつておるものが多いのであります。そういう場合にかなり再評価をやつて償却した経費では収入が多くなると申しましたも、どうも何だかはつきりしないと思ひます。結局どの途大した差はないのか、結局どの途大した差はないのか、併しその点はこの二十五年度の改正で青色申告の制度も導入し、それから所得の計算方法も相当精密に得る。更正決定もやる。で、申告も大分むずかしいことをやりまして、本當の適正所得といふものを申告させるようにいたしてありますので、そういう点の認識が大分開けつたところでありまして、それから先ほど申上げました再評価の手續に関する理解と申しますか、認識が十分行届いてゐなかつた、こういういろいろな点があるかと思ひます。最後に申しました点は今回もう一遍見まして、又或る程度やることのできるのではないかと考えられるわけでございますが、大まかに申上げまして小法人が比較的好いといふところの再評価は大体そういうところにあるのではないかと、うことも考えられます。

○油井賢太郎君 それからこの再評価積立金の四分の三といふのは、これは全額といふふにしないといふのは、どういふ意味があるのですか。

○政府委員(吉田信邦君) 四分の三といふのは、資本繰入の場合四分の三といふことになつておりますが、この四分の三にいたした理由をいたしましては一応再評価はいたしたけれども、若し急に物価の変動でもあつて値下りがあるとか。それから中には多少評価し過ぎといふ場合も起り得るかと考えますので、そういう場合に再評価積立金を取崩す可能性がある。それから又そのほかの損失が出た場合には損失の補填のために再評価積立金を取崩すといふことになつておりますので、差当り四分の三程度、そういう危険率を四分の一と見まして、四分の三は確実な資本として大体考えられるのではなからうかといふことに出発いたしてゐるのであります。

○油井賢太郎君 それはその会社の自由になつておいても今のお話ですとよろしいじやないですか。金額やろりと半分やろりと三分の一やろりと法律に謳わなくつてもその会社々々の自己の能率に応じて適当にやられるんじやないですか。

○政府委員(吉田信邦君) その点につきましてははいわば再評価したことによつて将来資本が殖えるようなことがあつてはいけないうい配慮がございまして、一応現在としては四分の三だけ資本に繰入れる。併し従来の法律もそうでございまして、昭和二十八年以後になつて、その際に再評価積立金の取崩しのために再評価税を全額完納してしまへば再評価積立金を全額取崩すことができるということにいたしましたので、従来の法律の建前もありましたのでこの程度は将来のことと考えて堅実に考えて行きたい。まあ考え方によつては、今資本繰入を認めるなら一そのこと全部再評価

税さえ納めてしまへば全部資本繰入ができるといふことにするの、一つの方法かと考えたのでございまして、従来の建前もあり、又その程度資本繰入ができれば実際としては相当効果もございまして、それによつて会社の経理上資本を堅実にすることができるといふなからうかと、こう考えておるのであります。

○松永義雄君 私は資料を若し出して頂ければ結構だと思ひますが、別に採決に影響を及ぼすわけではないので、これによつて減価償却が殖えて行くわけですか。そうすると会社の自己資金と申しますか、それとも殖えて来る結構になると思ひます。それから税法を改正したとき、積立金の面でもこれもやはり自己資金が殖えて来ることで、昨上半期の決算と下半期の決算面においてどういふふうな変化が起るか、自己資金の上に影響を及ぼしてゐるかといふ数字です。これはあなたの方でちよつとわかりなつてゐれば頂きたいのですが産業合理化です。首切りといふ意味の産業合理化でない産業合理化がどの程度進行してゐるか、これも昨上半期と下半期を見て、若しこれが数字の上ではつきり出て来ましたら通産省ですか、そちらの方面からでも資料をお出し願つてその数字を見せて頂きたいと思ひます。それからもう一点社外配当金の問題ですが、昨年の上半期と下半期の決算においてどれくらいの変化を生じてゐるかどうか。その三点。

○政府委員(吉田信邦君) 償却費の問題につきましては実は私どものほうにも実績の資料が出て参りますまでにはちよつと時間がかかるのじやなからう

かと思ひます。大蔵省の調査部でこれは全部の会社ではございせんが、相当数の会社についての整理統計をとつておりますが、やはり半年或いは一年近く遅れますと或いは急場に間に合ないかと存じますので、一応大體の見当を申し上げます、例えば昨今の今回の再評価によりまして約三千五百億程度の固定資産額が増加したわけでございす。そういったものと大體耐用年数を二十年に見込みますと、定率法で計算いたしました約一割が償却費になる。

従いまして三千五百億再評価差額が出ますと、約三百五十億円の償却費が殖えるわけでございす。で再評価した時期によりまして或いは去年の一月やつたところもあれば三月、五月というふうに時期がいろいろまち／＼でございすので、恐らく実績の数字をとりまして直ちに役には立ち得ないかと思ひますが、大ざつぱに考えまして昨年の再評価によつて年間平均して三百五十億円の償却費が殖えておる。それから今後の再評価によりまして、まあ実際はどうなるかわかりませんが、私どもの大體の見当では約千億程度殖えるだろうということを予想しておりますし、そのほかに若し電力再編成によつて電力が再評価いたしますとすればやはり出て参りますので、いわば今度の再評価が約一千億とみればこれによつて百億の償却費が殖える。それからまあ電力がどれだけありますかはちよつと見当が付きませんが、先ほど主税局長がお話になりました限度額の七割程度やるといたしますと、そうすると二千五百億の再評価をやるとすれば二百五十億の償却費が増加するといふふうな計算になつて参ります。

まあこういつた意味で昨年度は産業資金のほうから申しましたも償却費によつて産業資金を賄われた分がかなりございまして。又今年には更に多くなるだろうといふふうな推定をいたしておる次第でございす。

又その次にお話がございました合理的の進捗状況という点につきましては、どうもいづれ後ほど通産省とも相談いたしてみますが、何か的確な資料があるかどうか調べましてお答えを申し上げたいと思ひます。

それから配当金の点につきましてはこれもまだ全般的な数字は出ておりませんが、上場会社について調べたものがございすのでちよつと御説明申し上げます。証券取引所の上場会社につきまして調べますと、大體昭和二十四年の五月におきましては上場会社数が五百三十のうちに配当しておつた会社は七社でございす。これが現在では五百八十一社上場されておる会社中、配当しておるものが四百五に殖えております。それからその平均配当率でございす。昭和二十四年の七月におきましては有配当社の平均配当率は一一％でございす。その後だん／＼殖えてまして本年の一月末の平均配当率は一六％といふことになつております。で先ず大ざつぱに申せば昭和二十四年の上半期におきましては配当しておる会社は殆んど皆無にひとしかつた、それが現在では八割程度配当するようになつた。で前の昭和二十四年の上半期の配当は、まあ僅かに有配当会社についてみれば一一％程度配当しておつたが、今度は大多数の会社の配当が出て来て、而もそれを平均して一六％になつておるというに申上げることができ

と思ひます。

○松永義雄君 その程度の数字は頂いておるんですが、金額、今日ではなくともいいのですが、昨年の上半期の決算と、下半期といひますか、今年一月の決算になつておるものがありましたら、最近の金額の差がおわかりになりましたら、今日おわかりになつておれば今日でも……。

○政府委員(吉田信邦君) 決算の全体の数字はちよつとまだつかみにくいので、一応配当率とかさういつた程度のものでもよろしければ直ぐ今申した程度の資料でしたら、まあいろいろ／＼な積立金がどうなつておる償却がどうなつておるという数字は実はとつておりませんので、配当率程度でございまして直ぐにでも間に合せるようにいたします。

○松永義雄君 その率は頂いておるんですが、私のほうでもわかりませんが、金額が……。

○政府委員(平田敬一郎君) 税金の關係の分を少し補足して申し上げますが、今度の再評価によりまして先ほど吉田課長から説明しましたように、更に一千億程度この再評価をする、差額は……、さうしますとこれは建物等もございすので、私どもとしましては年の償却比率を大體七分と押えておりますが、七十億円程度減価償却が殖える、従いまして法人税はそれの三五％二十四億減収になります。初年度の關係と、それから最初の年度の徴収歩合等の關係から申しますと、本年度は十五億四千三百万円という減収になるといふ計算をいたしております。その半面再評価税の収入がございす。その再評価税の關係におきましては丁度逆に

一千億再評価差額が出て参りますのと、そのうち最初の年度の分が半分ございまして三十億、ただそのうち初年度の關係、延納との關係がありまして、結局今年入つて来る、二十六年度の再評価税として入つて来る分十五億一千二百万円、最初の年度は再評価税の収入と減価償却の法人税の減収と、若干減が多い。併し再評価税はここ二、三年で済みますのでその後においてはむしろ法人税においては減税になる、こういう結果に相成るかと思ひます。大體そのような計算をいたしております。

それから償却の点も先ほど吉田君が説明したようであります。これは余り自信のある数字ではないのでございすが、大體主税局で推計いたしたところによりまして、二十四年度は償却が九十億八千万程度、それが二十五年度におきましては、再評価その他で殖えまして資産として殖えたのと両方で三百六十六億、それから二十六年度におきましてはそれが更に六百九十億程度に殖える、これはさつき再評価の分は七十億でございすが、そのほか耐用年数を改正する、その他或いは措置法によつて特別償却等がございまして或る程度増加する、更に電気關係が再評価をやるとしますれば、もう一層殖えて来る、まあ大體このようになつております。

それから配当のほうは二十四年度、これは前の実績でございすが、四十一億円程度でございす。それが二十五年度におきましては、今吉田課長から説明されましたような状況からしまして、大ざつぱに推計いたしますと二百四十億円程度、それから来年はやはり資本の増加等がございすので、配当率は大した影響はないと見ましてもそれが三百四十億程度に殖えるのではないかと。こういう極くこれは概略の推計でございすが、そういう調査をいたしておりますことを御報告いたしておきます。なお必要な材料は又御提出したいと思ひます。

○松永義雄君 今の資料の概略の款項別に、これは通産省なんかさういふような説明書があると思ひますが、さういふものがありまして今日、明日といふことは申上げませんからありますしたら配付して貰うようにお取計らい願ひたいと思ひます。

○委員(小串清一君) 他に別に御発言がないようでありますから質疑をこの辺で打ち切られて、直ちに討論に入ること御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(小串清一君) 御異議ないと認めまして討論に移ります。御意見御発表の方はそれ／＼賛否を明らかにして御発表願ひたいと思ひます。

別に御意見がないようでありますから討論は終結したものと認めて御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(小串清一君) 御異議ないと認めまして、これより採決に入ります。資産再評価法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに御賛成の方の挙手を願ひます。

〔総員挙手〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長の口頭報告の内容については本院規則第四百條によりあ

らかじめ御了承を願うことに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に付する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

松永 義雄 大矢半次郎
小宮山常吉 愛知 揆一
木内 四郎 油井賢太郎
山本 米治 黒田 英雄
岡崎 眞一 杉山 昌作
森 八三一 小林 政夫

○委員長(小串清一君) 次に再評価

積立金の資本組入に関する法律案について審議を開始いたします。別に御発言もございせんから質疑を打ち切りまして、直ちに討論に入ることにより御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御発言の方は賛否を明らかにして御発表あるように願います。……別に御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) それではこれより採決をいたします。再評価積立金の資本組入に関する法律案を原案通り可決することに御賛成のかたの御挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決決定いたしました。なお本会議における

委員長の口頭報告の内容については、本院規則第百四條によりあらかじめ御承認を願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小串清一君) 御異議なしと認めます。それから委員長が議院に提出する報告書に付する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

大矢半次郎 松永 義雄
小宮山常吉 木内 四郎
愛知 揆一 油井賢太郎
山本 米治 黒田 英雄
岡崎 眞一 杉山 昌作
森 八三一 小林 政夫

○委員長(小串清一君) 次に議題とい

たしますのは、公認会計士法案の一部を改正する法律案、参議院議員提出を議題に供します。発議者の御説明を願います。

○委員外議員(平岡市三君) 只今議題

となりました公認会計士法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

公認会計士法は、我が国に立派な会計士制度を誕生せしめる構想の下に第二回国会において制定されたものであります。財務書類の監査証明という職能に應じた高い品位と技能とを有する公認会計士制度を確立するためにたびたび改正が行われましたことは御承知の通りであります。

このたびもまた、この趣旨に則りまして、次の諸点について改正を加え、制度の改善充実を図りたいと存する次第であります。

先ず第一に、財務書類の監査証明の

業務は、公認会計士、外国公認会計士及び計理士でなければ営んではならぬこととしたのであります。即ち公認会計士制度は極めて新しい制度であり、且つ企業の財務書類の監査又は証明に関する業務は高度の技能と職業道徳とを必要とすることが強く要請せられますので、かかる業務を営む者は、公認会計士、外国公認会計士、計理士のごとく特定の資格を有する者に限定することとしたのであります。

第二に、公認会計士の資格試験でありますところの第三次試験の試験科目に、新たに、税に関する実務を加えることとしたのであります。けだし、税に関する実務知識は、公認会計士がその業務を行う上におきまして当然必要とされるからでございます。シャープ第二次勧告におきまして同様の趣旨の勧告が行われている次第であります。なお試験科目の増加に伴いまして、試験委員の定数を増加することとしたのであります。

第三に、特別試験の施行期間を二カ年延長することとしたのであります。即ち特別公認会計士試験の施行は、本年七月を以て打切ることになつておりますが、公認会計士の資格試験でありますところの第三次試験の受験資格者が約二年後でなければ相当の数に達しないことが予想されますことと、現在まで特別に試験に合格した者のほかにこの特別試験を受験する資格のある優秀な学識経験者が多数存在いたしますので、かかる適格者にも特別試験を受験する機会を与えることが望ましいという理由から特別試験の施行期間を二カ年延長することとしたのであります。

のであります。

第四に、公認会計士試験の第三次試験の受験資格を緩和いたしました。會計士補となる資格を有する者であれば會計士補の登録を受けていなくても受験し得ることとしたのであります。その他罰則の整備及び條文の整理をすることとしたのであります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成せられんことをお願いいたします。

○委員長(小串清一君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小串清一君) 速記を始めて下さい。

○松永義雄君 例へば株式会社の監査役が公認会計士に頼んで、公認会計士が監査をして、その書類を監査役が重役会というか取締役なんかに提出するという場合も想像されるのです。

○政府委員(河本文一君) 監査役は内部の役員として内部の関係におきまして監査するのであります。これを調べてからその正確なることを認める、こういうわけでありまして、公認会計士はその会社の監査役の調査を済まして決算を確定いたしましたものに對しまして、更に独立の責任を以て全く会社とは独立した立場におきまして監査する、こういうことになるのでござい

○松永義雄君 これは平田主税局長さんと前から議論して来た点ですけれども、各会社の考課状というものはなかなか見にくいということは、これはまあええから言われていることで、これ

さえ確実になれば株式の民主化のごときは立ちどころに解決する、少し極言かも知れませんが、そういうくらしい会社の内容というものがわからないので、一応新聞紙上には決算報告書というものが出ておるのですけれども、それだけ見てわかる人というものは殆んどないし、経済雑誌にしろ研究せられたところが発表されておりますが、それすらもなか／＼我々としては納得できないというところは私個人にも経験があるので、例えば紡績会社にしても綿はどれくらいのものであるか、在庫品の品物の性質はいか悪いかとか、先ほど話しました減価償却の対象となる機械器具は一体實際どのくらいの値打を持つているか、それは最も外部の株主としては知りたいことであります。ところが従来の監査役の出した監査なんというものはこれは形式的なものであつて、殆んどこれは極論かも知れないけれども信を置きがたいと言つていい、それが新しい商法ではこれを厳重に監査するという建前だけにはなつたはずだけれども、ところがここに公認会計士というものが出て来て、一体そういうものの検査というやうなもの技術、能力という点まで考慮してまでこういう法文をお作りになつておられるのですか、試験が課せられるようですけれども。

○政府委員(河本文一君) この公認会計士の監査というものを始めようとするために公認会計士制度が生まれたのでございまして、それは今御質問になりましたように証券を民主化し、又外資を導入するにはどうしても立派に会社の内容を整えなければならぬ。それには従来の監査役というやうな、会

社の職員であつて取締役と一体をなし、一体ではありませんが職員の一人として監査するといふことはどうも從來甚だ不徹底なるを免れない。そこで立派な会計士の資格のある人が独立してこれを監査して、そうしてそういう目的を達成するのに協力しよう、こういうわけでありますが、これは取引委員会の方に出しますところの、公の取引所において取引せらるる会社というものにこの公認会計士の監査を要求するのはそれだけに限るわけでございます。監査役というものは一般の小さい会社に対しては商法の規定によります監査役の制度は不徹底でありまして、この監査役というものは従来は会社の内部の事務の執行にいろいろタツチするような性質でありましたのを、先般の改正によりまして純然たる經理に關する事務だけに對する監督をするような職責に改まつたと承知いたしておる次第でございます。公認会計士の將來いたしますところの監査は、今度の証券取引委員會の規則によりまして大体取引所に上場せられる株式会社の、特に一億円以上の資本金のものに對してだけこれを七月一日より施行する、こういうことになつておるような次第であります。

○松永義雄君 例えはローヤーならローヤーは岩田博士、あそこへ行つて認定を受けるの間違ひない、あそこへ行つて聞けばいいと同じように、あの公認会計士のところへ行けばこの会社の実情は正確にわかる、そういう立派な公認会計士ができて来る、これが恐らくこの法案の理想ではないかと思う。それについて例えば私が頼まれて或る機械会社なら機械会社を外からでいい

から検査してくれと、こう頼まれた場合に、機械のことなんかは六法全書では機械のいいか悪いかはわからない、立ちどころにお断わりしなければならぬ。同様に今まで經理士と称せられた人たちは相当そういう点もよく御研究になつてゐるようですけれども、税金のことばかり一生懸命やつて来られて、あの会社のことはどうかといふと、やはり私の答えと同じようにそんなことはなか／＼わかるものじやないといふような答えなんです。今度こういう制度をお作りになることはいいのですが、そこで公認会計士というものはたばこ一本だつてここにもなか／＼専門の委員はいないのですが、それがいいか悪いかといふことになつて来る、これはなか／＼容易なことではない、それがわからなければ会社の実情というものは本当はわからない。わかつたつもりでいて東洋経済やダイヤモンドなんかを讀んでいるんですけれども、見たところが實際はわかつたという結論を自分の心の中に出しているわけではない。それくらい会社の經理といふものは、実情を見ることが非常に困難である。そういうような場合、非常に専門的の技術のある人をここでお作りになりたいという考えだと思ひますが、そういうものに対してどういうふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(河本文一君) この公認会計士の制度は、その会社の經理の取扱が新らしい会計学の定めるところに従つて適当に整理されておるかどうかといふことを主として見るのでございまして、お説のごとくどうもその經理の關係から發したところの会社の取扱が

正しいかどうかといふことでございまして、その機械が非常に工合が悪いとか何とかいふような、そういう方面になりますといふと、これは公認会計士がなか／＼それに対して相當の知識を持ち、それを判別するといつたようなことはこれは困難かと存じますが、新らしい会計学の諸原則に則りまして、一般にこの經理が行われておるかどうかといふことを見て、そうしてそれらのことについて正しいといふことを証明させよう、こういう趣旨でございます。それでこの会計士法が布かれたならば、あらゆる点において非常ないい会社であるとか、或いは悪い会社であるとかいふようなことを判別するといふことが、公認会計士だけではそれはそうすべてのことを望むわけにはいかんと存じますが、その経営におきまして何が不都合な、ごまかしをやつてゐるとか何とかいふような事務柄について、十分監査を行うことについては安心ができることになる性質のものであるといふふうに考えておる次第であります。

○委員長(小串清一君) 別に御発言がありません。御異議ございませんか。

○委員長(小串清一君) 別に御発言がありません。御異議ございませんか。

○委員長(小串清一君) 別に御発言がありません。御異議ございませんか。

○委員長(小串清一君) 別に御発言がありません。御異議ございませんか。

○委員長(小串清一君) それではこれより採決に入ります。公認会計士法の一部を改正する法律案を提出者の原案通り可決することに御賛成の方の御挙手を願います。

(総員挙手)

○委員長(小串清一君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本會議における委員長の口頭報告の内容については、本院規則第四百條によりあらかじめ御了承を願うことに御異議ございませんか。

○委員長(小串清一君) 御異議ないと思ひます。

それから委員長が議院に提出する報告書に附する多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

大矢半次郎 小宮山常吉
松永 義雄 杉山 昌作
木内 四郎 愛知 揆一
山本 米治 黒田 英雄
森 八三一 小林 政夫
油井賢太郎 岡崎 眞一

○委員長(小串清一君) この際油井委員から御要求のありました外国為替資金特別会計法案につきまして、通産省の通商局長の松尾君が出席しておられますから、為替の優先割当廃止など新聞紙上で問題になつておる為替問題について油井委員の質疑がありますから、これに對して御説明を願います。

○油井賢太郎君 ちよつとその前に速記をやめて頂きたいと思ひます。

○委員長(小串清一君) 速記を止めて下さい。

(速記中止)
○委員長(小串清一君) 速記を始めて下さい。

○油井賢太郎君 通商局長が見えておるので、外為委員會のほうとお二人の意見をお聞きしておきたいのですけれども、今朝の日本経済新聞に輸入金融の調整方式といふ点についての両者の食い違ひが大きく出ておるのです。これについて一体通商局としてのお考えからいつて現在のいわゆる輸入為替方式といふものが改めなくてはならないか、或いはどんな方法にしたらばよいかといふ点について取りあえずお聞きしたいと思ひます。

○説明員(松尾泰一君) 只今の輸入方式であります。この輸入方式とそれから輸入金融の問題と二つについてお答え申し上げます。

先ず取あえず輸入方式について申し上げますが、御承知のように今の輸入方式といひましては資金の割当をいたします方式と、それから俗にAASと申しております自動承認制の方式と、それから極く一部、僅かの部分であります。残つております先着順方式と三つに大きく分かれるのであります。が、この三つの制度についての考え方といひましては別段我々として改善をする必要はないのではないかと。大体方式としては現状程度でよろうかと思つております。ただ最近のように実は先般AASについて資金が不足したと申しますか、非常に申請が多くありましたために、このサスペンションをかけざるを得ないといふことになつております。そういうふうになつて来ますと、どうしても制度中の品目間の均衡といふふうなものが実は問題になつ

て参ります傾向もありまゐるので、今通産省といはしましては制度としては非常にいいと思つておるのでありますが、その品目の範囲について若干再検討する必要があるのではないかと、うふうに考へておるのであります。

それから輸入金融のほうにつきましては、我々のほうから申上げるよりも為替委員会のほうからお答えを願つたほうがよろうと思ひます。

○油井賢太郎君 委員会のほうはあとからちよつとお聞きしたいのですが、その前に輸入当局として現在の為替操作で以て輸入というものが円滑に行われておるかどうか。今のお話によると、いと別に支障ないというふうなお話なんです。

○説明員(松尾泰一) そうですね。

○油井賢太郎君 それで今後輸入というものの見通しはどうでしょうね。

○説明員(松尾泰一) 御存じのように、昨年の後半以来非常な輸入促進措置をして参つておりますことは御存じの通りでございます。ちよつと簡単にこの数字を申し上げますと、いわゆる輸入予算の公表いたしましたものが、昨年の一—三月までは七千二百萬ドル程度でありましたのが、四月—六月になりまして一億六千萬ドルに殖えまして、それから七月—九月になりまして約四億ドル程度の公表をいたしております。それが十月—十二月になりまして約五億ドル程度の公表をいたしておりますが、そのほか七月期以降長期予算として一億ドル程度の公表をいたしておるのであります。本年度に入りましたいわゆる一—三月期におきましての現在までにおきまして八億ドル以上の公表をいたしておるのであります。

ます。非常な輸入促進措置をして参つておるのは今申上げました数字でおわかりのことかと思ひますが、併しなからこの今の数字そのまま続けられるかと申しますと必ずしもそうではなからうかと思ひます。昨年度の輸出実績が八億ドル弱、まだはつきりした集計はできていないのでありますが、大体我がの見通しでは七億八、九千萬ドル程度かと思ひますが、本年度の輸出目標をいたしまして大体十一億ドル程度のものを予想しておりますが、この十億ドル、十一億ドル程度の輸出と、それから貿易外の収入を入れますと、毎期三、四億ドル程度の公表ができれば非常にいいわけでありまして、この去年の七月以降四億とか、五億とか、或いは八億ドルというふうな輸入については非常な促進措置を講じられたのは特殊の理由によるものであつて、今後この調子でこの金額で以て行くことは到底困難かと思つております。併しなから制度そのもの、或いは日本の現在の輸入外貨の獲得量から見まして、いわゆる輸出の均衡ということではこれはほかの経済面から申しましては止むを得ないことではありますので、輸入促進をするに申しまして結局金がなければやれないわけでありまして、他方輸出促進のほうに努力いたしましてできるだけ外貨の収入を多くし、輸入のほうに努力したいというふうな考へておる次第でございます。

○油井賢太郎君 金があれば輸入がでないことはこれはよくわかるのですが、輸出の代金がなければ輸入がでないか、或いは輸出代金以外に輸入資金の調整或いは調達というものはできませんか、それは輸入当局としてはどう考へておられますか。

○説明員(松尾泰一) 理論的に考へて見ますと輸出代金以外の輸入資金ということになりますと、いわゆる貿易外の収入、現在いわゆる特需による外貨収入が貿易外として考へられておるのでございますが、それとそれからあとは又いろいろこれは理論的な問題はあるかも知れませんが、いわゆるいろいろなユーザンスその他の措置による一切の外国からのクレジットというふうなものがその源泉ではなからうかと思ひますが、海外から特殊の新しい借款でもない限りはやはりみづから稼いだ輸出代金を資力といたしまして、それに若干のいわゆる貿易外の収入その他の金融操作で以てやれるであろう、外貨の限度に輸入をとめざるを得ないのではないかと思ひます。なお勿論この輸入の中には援助費によるものもございますが、これは一応除外して申しますれば、大体そういうふうなことでないかと思ひます。

○油井賢太郎君 海外からの何か借款というふうなこともろくろくあるかどうか。松尾さんはたしかアメリカに行つて最近お帰りになつたんですが、そういう点についての御交渉等はあつたんですか。

○説明員(松尾泰一) 実はそういうふうなことにつきましては全然お話しする機会もありませんし、又そういう使命も与えられておらなかつたために、そういう話について触れなかつたような実情であります。

○油井賢太郎君 日本政府の輸入担当部を代表して行かれた以上は或る程度の

のいわゆる空気というものも御覧になつて来たらうと思ひますが、そういう今私が言つたような見通しはつきかねるのですか。それとも将来明るい希望があるのですか。

○説明員(松尾泰一) これは非常にむづかしいお尋ねなのであります。卒直に申しまして我々といはしましては現在の援助を或る程度継続されたいというふうな点につきましては話合があつたのであります。その他のいわゆる大きな商業クレジット的なものは実は先ず通産省の所管でもございませんで、そういうことについては全然触れずに来たのであります。従つて感じと申しましてその辺の感じはちよつとつきかねるのであります。

○油井賢太郎君 若し何でしたら速記をとめてでも、それ以上のあれはありませんか。

○説明員(松尾泰一) ありません。

○油井賢太郎君 多少心細い話ですが、併し只今通商局の次長が言われたように、今のいわゆる輸入金融の調整方式は一向差支ないというのですが、外為委員会としては非常にこの点を懸念されておるようですがその点如何ですか。

○政府委員(大久保三郎) 只今の輸入方式の中で特に問題になりますのはいわゆる自動承認制でございますが、これは輸入を促進する意味におきまして非常に効果的な制度だと思われたいのであります。一定の外貨を予定いたしましてそれからそれに地域だけの制限、それから一定の品目だけの制限というかなり自由な枠の中で輸入業者が採算によつて輸入したいと思へば自

由に許可の申請ができるわけでございます。これが最初A制度を充足いたしました時には品目の制限で品目はたしか三十四くらいであつたのでござい

ますが、最近ではたしか百七十四に拡大されておまして、殆んど日本の輸入いたします主要資材の中で、通産省のいわゆる事前割当、これに属するものは、例えば食糧であるとか、米綿であるとか、そういう極めて小範囲のものに限られ、多くのものは自動承認制によつてなされておるといふ状態になつております。それからこれに對する予算でございますが、これも現に

一—三の予算で申上げますと非常に最初スタートいたしましたときには金額は少なかつたようでございますが、日本の外貨の蓄積状況と脱合せましてその後約八回ぐらゐこの予算の改訂をいたしまして、非常に大きい枠を全体の輸入予算の中に、又Aに振充てる、そういう制度でございますので、この輸入については非常に自由であります。ところで一方輸入金融の面におきまして、御承知の通り、昨年九月からいわゆる日銀の外貨貸付制度、これが施行されて輸入業者が輸入いたしましてメーカーにその品物を売渡すまで、とにかく三ヶ月乃至四ヶ月の間低利で以て而も「つうべい」で金融が受けられるという補助的な促進施策がございましてこの制度と脱合せまして輸入というものは非常に楽にできたように思ひます。ところが先ほど松尾次長からお話のございました外貨予算を、非常に輸入促進のため

に大量に割くということができ、又そうしなければならぬという事態でございます。是非ならば、非常によく動く制度

でございませうけれども、そうでなしに、やはり外貨面におきまして十分なものを割くことができないという制約がございます場合には、やはりこの制度につきまして若干のやはり修正が要るんじゃないか。そういたしませんと、余りに輸入が自由なために非常に重要な輸入に外貨が使われずに他の資材或いは同じ資材におきまして、重要な工業用の資材に充てられずにその輸入されたものが消費資材に向くというふうな傾きもないではございせん。そういう意味合いにおきまして、若干の私はこの仕組において考慮を要する事態に到達しておるのじゃないか、そういうふうに見ておるわけでありませう。で、これをどういうふうにかえませうかはまだ十分な検討を要するわけでありまして、併しながら若しこれを仮にこういうこのA制度をやめるといふふうなことになるならば、それに代るべきものいたしましては、事前割当制度になります。事前割当制度にも勿論いい点がございますけれども、これをやりますと、やはり輸入について極端な統制方式を用いなくちゃならんというので、却つて弊害の面が現われて来る虞れもございしますので、要は事前割当制度の長所を生かしながらこの制度のやはり長所を十分に、やはり行くように適度の調整を加えて行きたいということが必要じゃないかと思ひます。

○油井賢太郎君 大体同つたのですが、そこでですね、この外国為替資金特別会計法の中にある第四條のですね、外国為替資金に属する現金に不足があるときは、一時借入金及び又は融通証券を発行するというのが書いてあるのです。而もこれは国会の議決を経るということになつておるんですが、この金額は予算書にある特別会計のこの予算総則にあるところの第五條にきめてある、最高限度五百億というのがこれに該当するのです。

○政府委員(大久保三郎君) さようでございます。

○油井賢太郎君 それからですね、第十八條でですね、この会計で、歳入の支払上、現金に不足があるときは、やはり一時借入金とか融通証券を発行するということを書いておりますが、これは予算には関係ないのです。これはもう幾らでもこの会計で自由にできるのですか、その見込金額はどの程度になるのです。

○政府委員(大久保三郎君) 第十八條に掲げております歳入の支払上、現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入をしたり、或いは融通証券の発行ができるのは、第四條の借入金とは全然別個でございます。第四條の方におきましては、これはこの最高限度につきまして国会の御承認を得るということにいたしました。第十八條のこの一時借入金につきましては、これは実際問題といたしまして、そういう借入の必要が起るといふことは非常に稀な例にやないかと思ひます。大体において見通しといたしましては、借入をしないでも歳入でもつて歳出が支弁できるということが普通じゃないかと思ひます。のみならず仮に歳出の支払い、まあ現金が足りません場合におきまして、この法案において規定をいたしましたように、この外国為替資金に属する現金、

○油井賢太郎君 大体同つたのですが、そこでですね、この外国為替資金特別会計法の中にある第四條のですね、外国為替資金に属する現金に不足があるときは、一時借入金及び又は融通証券を発行するというのが書いてあるのです。而もこれは国会の議決を経るということになつておるんですが、この金額は予算書にある特別会計のこの予算総則にあるところの第五條にきめてある、最高限度五百億というのがこれに該当するのです。

○政府委員(大久保三郎君) さようでございます。

○油井賢太郎君 それからですね、第十八條でですね、この会計で、歳入の支払上、現金に不足があるときは、やはり一時借入金とか融通証券を発行するということを書いておりますが、これは予算には関係ないのです。これはもう幾らでもこの会計で自由にできるのですか、その見込金額はどの程度になるのです。

○政府委員(大久保三郎君) 第十八條に掲げております歳入の支払上、現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入をしたり、或いは融通証券の発行ができるのは、第四條の借入金とは全然別個でございます。第四條の方におきましては、これはこの最高限度につきまして国会の御承認を得るということにいたしました。第十八條のこの一時借入金につきましては、これは実際問題といたしまして、そういう借入の必要が起るといふことは非常に稀な例にやないかと思ひます。大体において見通しといたしましては、借入をしないでも歳入でもつて歳出が支弁できるということが普通じゃないかと思ひます。のみならず仮に歳出の支払い、まあ現金が足りません場合におきまして、この法案において規定をいたしましたように、この外国為替資金に属する現金、

○油井賢太郎君 次にこの昭和二十六年のこの特別会計の予定貸借対照表を見ると、資本が千六百六十二億になつておるのですが、これは何と何とが集つてこの金額になるのか、ちよつと質問したいのですが。

○政府委員(大久保三郎君) 昭和二十六年の特別会計予定貸借対照表のお話の資本金でございますが、これは昭和二十五年末の資本金といたしまして、残高が約千九百九十七億一千万円でございますが、それに加えて、今度予定いたしております一般会計から繰入金の五百億とこれをプラスいたします。なお昭和二十五年に外国為替特別会計の損失といたしまして、純損でございますが、これが三十四億九千万円予定されますので、この損を差引きまして、そうして残りの千六百六十二億一千万円、これが今度の特別会計の二十六年度末における資本金であると思ふ、そう予想しましたわけでございます。

○油井賢太郎君 この資本金に一般会計から五百億を繰入れなくてはならぬというの、どういふところから来ているのですか、この法案と関連するのですか。

○政府委員(大久保三郎君) この問題でございますが、大体今度の特別会計法におきましては、資金を一般会計からの繰入によつて調節するということになつております。で、その額といたしましては別にこの特別会計法にしまして、或る何らかの資金が繰入れられれば資金としては充足するわけです。ただ併しながら、この特別会計を今後一カ年運営いたします、一カ年

にとどまりませんが、今後ずつと運営いたします上におきましては、どうしても相当程度の十分な円滑資金の基金が必要とそういうことを考えたわけがあります。で、この前も御説明申し上げたと存じますが、二十六年度の国際收支の状況から見まして、どういたしましても五百億の資金、これを基金として保有し、なお借入の限度といたしましては、五百億を法定して頂きまして、約千億くらいの資金を運用してやつて行くということが円滑にこれを運営いたしますのに必要だと、そういうふうにかえておる次第であります。

○油井賢太郎君 ちよつと廻ります。先ほど御説明の昭和二十五年度末の残高千九百九十七億というのはこれはどういふふうな数字のより集りなんですか。

○政府委員(大久保三郎君) この昭和二十五年度末の資本金の残高でございますが、これは只今現行の特別会計法に資本金の規定がございまして、現在の特別会計法の第四條でございまして、現在の特

○油井賢太郎君 この資本とはどういふものをいふかという、この規定にあるのでございまして、ここに只今御指摘の千九百九十七億一千万円の構成といたしましては、元のこの現在の特別会計法でございますが、貿易特別会計の中に外国為替資金というものがございまして、この外国為替資金に属して

○政府委員(大久保三郎君) この間題でございますが、大体今度の特別会計法におきましては、資金を一般会計からの繰入によつて調節するということになつております。で、その額といたしましては別にこの特別会計法にしまして、或る何らかの資金が繰入れられれば資金としては充足するわけです。ただ併しながら、この特別会計を今後一カ年運営いたします、一カ年

○油井賢太郎君 ちよつと廻ります。先ほど御説明の昭和二十五年度末の残高千九百九十七億というのはこれはどういふふうな数字のより集りなんですか。

○政府委員(大久保三郎君) この昭和二十五年度末の資本金の残高でございますが、これは只今現行の特別会計法に資本金の規定がございまして、現在の特別会計法の第四條でございまして、現在の特

○油井賢太郎君 この資本とはどういふものをいふかという、この規定にあるのでございまして、ここに只今御指摘の千九百九十七億一千万円の構成といたしましては、元のこの現在の特別会計法でございますが、貿易特別会計の中に外国為替資金というものがございまして、この外国為替資金に属して

○政府委員(大久保三郎君) この間題でございますが、大体今度の特別会計法におきましては、資金を一般会計からの繰入によつて調節するということになつております。で、その額といたしましては別にこの特別会計法にしまして、或る何らかの資金が繰入れられれば資金としては充足するわけです。ただ併しながら、この特別会計を今後一カ年運営いたします、一カ年

○油井賢太郎君 ちよつと廻ります。先ほど御説明の昭和二十五年度末の残高千九百九十七億というのはこれはどういふふうな数字のより集りなんですか。

○政府委員(大久保三郎君) この間題でございますが、大体今度の特別会計法におきましては、資金を一般会計からの繰入によつて調節するということになつております。で、その額といたしましては別にこの特別会計法にしまして、或る何らかの資金が繰入れられれば資金としては充足するわけです。ただ併しながら、この特別会計を今後一カ年運営いたします、一カ年

○油井賢太郎君 ちよつと廻ります。先ほど御説明の昭和二十五年度末の残高千九百九十七億というのはこれはどういふふうな数字のより集りなんですか。

○政府委員(大久保三郎君) この昭和二十五年度末の資本金の残高でございますが、これは只今現行の特別会計法に資本金の規定がございまして、現在の特別会計法の第四條でございまして、現在の特

○油井賢太郎君 この資本とはどういふものをいふかという、この規定にあるのでございまして、ここに只今御指摘の千九百九十七億一千万円の構成といたしましては、元のこの現在の特別会計法でございますが、貿易特別会計の中に外国為替資金というものがございまして、この外国為替資金に属して

○政府委員(大久保三郎君) この間題でございますが、大体今度の特別会計法におきましては、資金を一般会計からの繰入によつて調節するということになつております。で、その額といたしましては別にこの特別会計法にしまして、或る何らかの資金が繰入れられれば資金としては充足するわけです。ただ併しながら、この特別会計を今後一カ年運営いたします、一カ年

○油井賢太郎君 ちよつと廻ります。先ほど御説明の昭和二十五年度末の残高千九百九十七億というのはこれはどういふふうな数字のより集りなんですか。

を引いた額、そういうふうな三つのカテゴリーからなつておるわけでありまして、で、外国資金に属していたこの純資産額というのは、極く僅かなちよつと数字を覚えてみましたが、数十億の金額でございますが、それから貿易特別会計、一般会計からの繰入金、これは御承知の通り、昭和二十五年年度におきましては、貸付から二百六十億一般会計から百億の繰入金がございますのでその三百六十億を加えます。それからこの第三の司令部勘定の外国為替でございますが、この経理を日本政府に移管されたものにつきまして、これは純資産額を資本金とする、これにつきましては別に日本といたしまして従来の会計といたしましては円の対価を支払わずに、この会計といたしましては、或いは前の会計といたしましては、円の対価を支払わずでそのままただで外貨を引継いだことがございます。それを全部円に評価をいたしまして、その三者の合計が只今の数字に該当するわけでございます。

○油井賢太郎君 結局ずつと今までのお話承わつていますと、第四條の規定で別にここには金額を明示してないのですが、五百億という予算が取られているのですけれども、別にこの規定があるからといって予算を計上する必要はないのです。第三條の規定、一般会計から繰入れなくとも、第四條でもやつて行けるということになるのです。

○政府委員(大久保三郎君) 勿論特別会計法といたしましては、その最初創設される外国為替資金の額がどれだけあるかということにつきましては直接関連ございません。ただ併し予算の

面におきまして、今度の外国為替資金特別会計の予算のほかに、この資金に繰入れる額といたしまして、五百億の繰入を一般会計の予算で以てきめていくわけでございます。これは専ら経済的な見地と申しますか、この特別会計法に基いて、この外国為替資金の運営を十分やつて行く、円滑にやつて行くという見地から必要で予算に掲げられているわけでございます。

○油井賢太郎君 併し現在でも日銀で以て金融操作をしていくことで十分賄つて行けるのですから、必ずしも第三條によつて、巨額の、国民から取った税金でこの会計に繰入れるという必要はあるかないかということですね。これはどうお考えになりますか。

○政府委員(大久保三郎君) お説の通り、外国為替特別会計の円資金の調達方法といたしましては、日銀から相当額の信用を受けまして、借入によりまして運営いたしておるわけでありまして、併しながら私どもといたしましては、来年度はやはり相当額の外貨の保有増が予想されますし、これを全部保有する資金を借入金、即ち日銀の信用によつて賄つて行つていかどうかという点になります。外貨の保有高の増加によつて生ずる円資金はやはりこれを市中から資金を吸上げたもので賄つて行くというのが、今のインフレ的な傾向を持つて経済情勢に対応する策といたしまして適當ではないかというふうに感じますわけでございます。なおそれに加えてこれは政府資金全体の対民間収支の問題でございますが、一般会計において相当額は上潮が上つても、やはり特別会計は失調だと

いう状態でありますならば、それを全体の金融財政施策といたしまして、やはりインベントリーで以てこれらの対民間の失調傾向をチェックして行くということが必要ではないか、そう考へます。なお特別会計といたしましては立場からいたしますと、外貨を保有する資金としてはやはり一時的な借入金で参りませうと、恒久的な一つの円のファンドをもちつてそれによつてやるといふのが、まあ何と申しますか本来オーストリアの方法ではないかと思つてございまして、委員会といたしましてこれを運営いたしますのに、できるだけコストのかからない資金を使いたい。借入金で若しやりますとすれば、日銀借入金ならば年にいたしまして日歩八厘、若し外国為替証券の、つまり融通証券の発行によりまして日歩一銭三厘かかるわけでありまして、借入金で賄います場合には、日本銀行としてはストレートに資金が出るわけでございます。まして、現在の金融情勢から申しますとどうしてこれを証券化したしまして、日銀のマーケット・オペレーションの利くような仕組にしないかやならんと思うのであります。日銀は御承知の通り、只今短期証券の手持が非常に多いのでございまして、外貨に吸い上げるためにはこれを証券化したして、他の特別会計或いは民間に売りまして、そうして吸収したいという希望を持つてゐるのでございます。そういう意味からどうございまして、そういふ意味からどうございまして、借入をいたします場合には一銭三厘のコストがかかるわけでありまして、そういたしますと約五分近いコストの資金を我々は運用しなくやならないこと

に相成りますのですが、一方それによつて得た外貨というものはそういうふう運用できません。仮にそのコストに依じた利息で外貨を運用いたしますならば、日本の輸入金融面において相当のコスト高を免かれないということになります。特別会計の独立採算の意味から言いますとこれは大事だと存ずるのでございまして、その点から申しますと、どうしてもコストのかからない一定のファンドを許容して頂いて、その範囲で繰廻しをつけて行きたい、そういうことを希望いたしておるわけでございます。

○油井賢太郎君 今までのお話でどうも矛盾があるのは、これは通産省の輸入局にも伺いたしたいのですが、去年はとにかく相当ドル資金が順に増えて来てゐるのですね。結局ドル資金が順に輸入より輸出が多かつたからドル資金が順に増えて来てゐるわけなんですね。それで輸出が多くなればその見合にドル資金が増えて、従つて輸入もする可能性がでるという御説明ではありますけれども、併しそれではいつまで経つても、輸出しなければ輸入できないということになつて来るわけなんですね。私はそんなことは、まあそういう説もあつてそればかりではなくてやれはどうお考えになつておられますか、輸出が増進しなければ、輸入はあなたのほうでの計画というものは立たないといふことになつておるのですか。これが去年我が国のいわゆる飢餓輸出といふふうな失敗といわれるゆゑんじやないのですか。この点について輸入局としてのお考えはどうです。今外国為替

管理委員会のほうでは輸出によるドルの蓄積がない限りには輸入ができないといふふうな解釈をとつておられますが、そうばかりとは言い切れないと思ふのですか。

○説明員(松尾泰一郎君) 基本的にはやはり為替委員会からも御説明がありましたように、輸出がなければ輸入はできないことは明らかなことでありまして、他から大きい借款とか或いは援助とかいふものが期待できれば輸出なくして輸入をすることも可能かと思ひますけれども、基本的には輸出をせざれば輸入ができないというこれは当然のことと思ふのであります。余談になりますが、今回我々海外に廻りましたところによりまして、イギリス初めヨーロッパ諸国は最近の情勢下におきましても、あらゆる施策を尽しましてドル獲得のために輸出振興策をいろいろとつております。今お尋ねのこの輸出なくして輸入をする方法はないか、或いはあるのではないかと申してあります。我々もいたしましては輸出がやはり基本的な問題になるのではないかと、それによつて外貨を獲得しなければ輸入ができないと確信しております。勿論輸出だけではございませんで、何がしかの貿易外の収入ということも期待はできるのであります。が、やはり大部分は輸出すること外貨の獲得、いわゆる輸入手段獲得の大きなものだらうと思つております。

○油井賢太郎君 今私の言い廻しが悪かつたかも知れませんが、輸出をして獲得したドルと見合せて輸入が常に行われれば、必ずしもこれは外貨といふものの残高を残しておく必要はないと思ふのです。要するに輸出が

大藏省銀行局長 正造君
局保険課長 長崎
通商産業省 松尾泰一郎君
通商局長 長

三月二十日本委員会に左の事件を付託された

一、在外公館等借入金の返済の準備
に關する法律案（予備審査のため
の付託は三月八日）

一、保税倉庫法及び保税工場法の一
部を改正する法律案（予備審査の
ための付託は三月十三日）

委員外議員	森 八三一君	油井賢太郎君
政府委員	平岡 市三君	
外國為替管理委員會委員	大久保太三郎君	
外國為替管理委員會事務局長	牛場 信彥君	
大藏政務次官	西川甚五郎君	
大藏省主計局法規課長	佐藤 一郎君	
大藏省主稅局長	平田敬一郎君	
大藏省理財局長	伊原 隆君	
大藏省理財局經濟課長	吉田 信邦君	
公認會計士管理委員會委員長	河本 文一君	
公認會計士管理委員會事務局長	伊藤 博君	
事務局側		
常任委員會專門員	木村常次郎君	
常任委員會專門員	小田 正義君	
説明員		

印刷者 印刷 宁